

安定的で持続可能な医療提供体制の構築を

質問

以前から奥州市の市立

医療は2病院・2診療所・1
歯科をトータルで構想し、機
能分担と連携体制を構築した
上で、県立・民間医療機関と
の連携を図るべきと提案して
きた。来年度の診療報酬改定
や、地域医療構想に基づく県
の保健医療計画改訂及び県立
病院経営計画も見通して、新
市立病院にはかかりつけ医と
急性期病院の橋渡し役的な、
一次救急と在宅復帰を図るた
めの加療を役割とした『後方
支援病院』とする等、安定的
で持続可能な医療を提供する
ための視点・発想の転換が必
要ではないか。

市長

病床機能の分化といっ
た制度への対応のみならず、
患者様により適切な、ニーズ
に応えられる医療を提供する
ことは、医療機関に期待され
る役割であろうと考える。

「急性期から在宅復帰を図



鈴木 雅彦 議員(奥和会)

る上での橋渡し、かかりつけ医と急性
期病院との橋渡し役としての後方支援
病院』の役割については、かかりつけ
医との連携によりこの地域でより良い
医療環境の構築を目指す上でも、取り
組むべき課題と認識しているので、検
討を進めて行きたい。



地域医療の橋渡し役
「後方支援病院」

(他に、『組織体制・リスクマネジ
メント』についても質問しました)

小・中学校図書館司書の処遇改善

質問

合併後年次計画で、市内小学校

(27校)・中学校(10校)の図書館に
司書が配置され、また、昨年4月から
職名が学校図書館事務補助から学校図
書館司書(司書免許取得者)にかわつ
た。どの学校の図書館も明るく、静か
に児童・生徒たちが読書や調べ学習な
どの環境が整ってきている。

ところが司書の多くは、一人で2校
3校を兼務しており、また臨時として
働いている状況である。

そのため、報酬を含めた処遇改善に
ついて聞きたい。

教育委員長

司書の全校配置は、県内
でも奥州市のみであり、学校図書館は
児童・生徒の読書・学習活動に、大い
に活用されているとの報告を受けてい
る。そのためには、司書の処遇改善等
について、前向きに検討していきたい。

「奥州市情報公開条例」について

質問

この条例の第1条に「…行政文
書の開示等を求める市民の知る権利を
明らかにする…、市の諸活動を市民に
説明する責務を全うし、市民の市政に
対する理解と信頼を深め…もって公正



「情報公開」として提出
された黒塗りの行政文書

市長

市が取り扱う情報には、個人の

権利や公益の保護の観点において、開
示することが適当でない、いわゆる
非開示情報が含まれている。

質問

この条例の第1条以外の条項を
読むと、市の条例を越えた国の法律に
類似しているが、どうか。

市長

国の法律を基に作成されている。



千葉 悟郎 議員(市民クラブ)